官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

目次

〔省令〕
○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（外務一）　一
○国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（同二）　三
〔告示〕
○環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について（環境一九）　三四
○国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針の変更について（同二〇）　三八
〔公告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　四〇
裁判所
破産、免責、再生関係　四二
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一六九
地方公共団体
行旅死亡人、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　一七〇
会社その他
会社決算公告　一七三
一七四

省令

○外務省令第一号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月十三日　外務大臣　岸田　文雄

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一

	種別 ＼ 国又は地域	インド	インドネシア	カンボジア	シンガポール	スリランカ	タイ	大韓民国	中華人民共和国（香港を除く。）	香港
	単位	インド・ルピー	ルピア	リエル	シンガポール・ドル	スリランカ・ルピー	バーツ	ウォン	元	香港・ドル
1	遺産の保護管理	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100
2	遺言の公証	3,480	700,000	210,000	71	7,500	1,830	60,000	335	410
3から12まで	削除									
13	一般入国査証	1,830	370,000	110,000	38	3,950	960	32,000	200	210
14	数次入国査証	3,660	740,000	220,000	75	7,890	1,920	63,000	400	430
15	通過査証	430	90,000	25,000	9	920	220	7,000	50	50
16	再入国の許可の有効期間の延長	1,830	370,000	110,000	38	3,950	960	32,000	175	210
17	難民旅行証明書の有効期間の延長	1,520	300,000	95,000	31	3,290	800	26,000	145	180
18	削除									
19	国籍証明	2,680	540,000	165,000	55	5,790	1,410	46,000	260	310
20	在留証明	730	150,000	45,000	15	1,580	380	13,000	70	90
21	出生，婚姻，死亡等身分上の事項に関する証明	730	150,000	45,000	15	1,580	380	13,000	70	90
22	職業証明	1,220	240,000	75,000	25	2,630	640	21,000	120	140
23	翻訳証明	2,680	540,000	165,000	55	5,790	1,410	46,000	260	310
24	署名又は印章の証明									
	イ．官公署に係るもの	2,740	550,000	165,000	56	5,920	1,440	47,000	265	320
	ロ．その他のもの	1,040	210,000	65,000	21	2,240	540	18,000	100	120
25	遺骨証明	1,520	300,000	95,000	31	3,290	800	26,000	145	180
26	原産地証明	2,680	540,000	165,000	55	5,790	1,410	46,000	260	310
27	日本品の外国輸入証明	2,320	460,000	140,000	48	5,000	1,220	40,000	225	270
28	船内遺留品目録証明	550	110,000	35,000	11	1,180	290	9,000	55	60
29	航行報告証明	790	160,000	50,000	16	1,710	420	14,000	75	90
30	第19号から前号までに掲げるもの以外の証明	1,280	260,000	80,000	26	2,760	670	22,000	125	150

ネパール	パキスタン	バングラデシュ	東ティモール	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	モルディブ	モンゴル	ラオス	オーストラリア	サモア
ネパール・ルピー	パキスタン・ルピー	タカ	東ティモール・ドル	フィリピン・ペソ	ブルネイ・ドル	ドン	リンギ	チャット	ルフィヤ	トグログ	キップ	オーストラリア・ドル	サモア・タラ
遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100
5,530	5,330	4,070	52	2,450	71	1,160,000	210	64,000	788	108,000	407,000	70	133
2,910	2,800	2,140	27	1,300	38	610,000	110	33,700	415	57,000	214,000	37	70
5,830	5,610	4,290	55	2,550	75	1,220,000	220	67,400	830	113,000	429,000	73	140
680	650	500	6	300	9	140,000	25	7,900	97	13,000	50,000	9	16
2,910	2,800	2,140	27	1,300	38	610,000	110	33,700	415	57,000	214,000	37	70
2,430	2,340	1,790	23	1,050	31	510,000	95	28,100	346	47,000	179,000	30	58
4,270	4,110	3,140	40	1,900	55	900,000	165	49,400	609	83,000	314,000	54	102
1,170	1,120	860	11	500	15	240,000	45	13,500	166	23,000	86,000	15	28
1,170	1,120	860	11	500	15	240,000	45	13,500	166	23,000	86,000	15	28
1,940	1,870	1,430	18	850	25	410,000	75	22,500	277	38,000	143,000	24	47
4,270	4,110	3,140	40	1,900	55	900,000	165	49,400	609	83,000	314,000	54	102
4,370	4,210	3,210	41	1,900	56	920,000	165	50,600	622	85,000	321,000	55	105
1,650	1,590	1,210	15	750	21	350,000	65	19,100	235	32,000	121,000	21	40
2,430	2,340	1,790	23	1,050	31	510,000	95	28,100	346	47,000	179,000	30	58
4,270	4,110	3,140	40	1,900	55	900,000	165	49,400	609	83,000	314,000	54	102
3,690	3,550	2,710	35	1,600	48	780,000	140	42,700	526	72,000	271,000	46	88
870	840	640	8	400	11	180,000	35	10,100	124	17,000	64,000	11	21
1,260	1,210	930	12	550	16	270,000	50	14,600	180	25,000	93,000	16	30
2,040	1,960	1,500	19	900	26	430,000	80	23,600	290	40,000	150,000	26	49

ソロモン	トンガ	ニュージーランド	パプアニューギニア	パラオ	フィジー	マーシャル	ミクロネシア	アメリカ合衆国	カナダ	アルゼンチン	ウルグアイ	エクアドル	エルサルバドル
ソロモン・ドル	パ・アンガ	ニュージーランド・ドル	キナ	パラオ・ドル	フィジー・ドル	マーシャル・ドル	ミクロネシア・ドル	ドル	カナダ・ドル	アルゼンチン・ペソ	ウルグアイ・ペソ	エクアドル・ドル	エルサルバドル・コロン
遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100
407	114	75	163	52	110	52	52	52	69	715	1,565	52	455
214	60	39	86	27	58	27	27	27	36	375	825	27	236.25
429	120	79	171	55	115	55	55	55	72	755	1,650	55	481.25
50	14	9	20	6	13	6	6	6	8	90	190	6	52.50
214	60	39	86	27	58	27	27	27	36	375	825	27	236.25
179	50	33	71	23	48	23	23	23	30	315	685	23	201.25
314	88	58	126	40	85	40	40	40	53	555	1,210	40	350
86	24	16	34	11	23	11	11	11	14	150	330	11	96.25
86	24	16	34	11	23	11	11	11	14	150	330	11	96.25
143	40	26	57	18	38	18	18	18	24	250	550	18	157.50
314	88	58	126	40	85	40	40	40	53	555	1,210	40	350
321	90	59	129	41	87	41	41	41	54	565	1,235	41	358.75
121	34	22	49	15	33	15	15	15	20	213	465	15	131.25
179	50	33	71	23	48	23	23	23	30	315	685	23	201.25
314	88	58	126	40	85	40	40	40	53	555	1,210	40	350
271	76	50	109	35	73	35	35	35	46	480	1,045	35	306.25
64	18	12	26	8	17	8	8	8	11	115	245	8	70
93	26	17	37	12	25	12	12	12	16	165	355	12	105
150	42	28	60	19	40	19	19	19	25	265	575	19	166.25

キューバ	グアテマラ	コスタリカ	コロンビア	ジャマイカ	チリ	ドミニカ共和国	トリニダード・トバゴ	ニカラグア	ハイチ	パナマ	パラグアイ	バルバドス	ブラジル
キューバ・ペソ	ケツザル	コスタリカ・コロン	コロンビア・ペソ	ジャマイカ・ドル	チリ・ペソ	ドミニカ・ペソ	トリニダード・トバゴ・ドル	コルドバ	グルド	バルボア	グラニ	バルバドス・ドル	ヘアル
遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100
52	380	28,500	154,000	6,400	35,500	2,375	335	1,469	3,180	52	285,000	104	184
27	200	15,000	81,000	3,350	19,000	1,250	175	773	1,680	27	150,000	55	97
55	400	30,000	162,000	6,750	37,500	2,500	355	1,546	3,350	55	300,000	109	194
6	47	3,500	19,000	800	4,500	290	40	180	390	6	35,000	13	23
27	200	15,000	81,000	3,350	19,000	1,250	175	773	1,680	27	150,000	55	97
23	167	12,500	67,500	2,800	15,500	1,040	145	644	1,400	23	125,000	45	81
40	293	22,000	119,000	4,950	27,500	1,835	260	1,134	2,460	40	220,000	80	142
11	80	6,000	32,500	1,350	7,500	500	70	309	670	11	60,000	22	39
11	80	6,000	32,500	1,350	7,500	500	70	309	670	11	60,000	22	39
18	133	10,000	54,000	2,250	12,500	835	120	515	1,120	18	100,000	36	65
40	293	22,000	119,000	4,950	27,500	1,835	260	1,134	2,460	40	220,000	80	142
41	300	22,500	121,500	5,050	28,000	1,875	265	1,160	2,510	41	225,000	82	145
15	113	8,500	46,000	1,900	10,500	710	100	438	950	15	85,000	31	55
23	167	12,500	67,500	2,800	15,500	1,040	145	644	1,400	23	125,000	45	81
40	293	22,000	119,000	4,950	27,500	1,835	260	1,134	2,460	40	220,000	80	142
35	253	19,000	102,500	4,250	24,000	1,585	225	979	2,120	35	190,000	69	123
8	60	4,500	24,500	1,000	5,500	375	55	232	500	8	45,000	16	29
12	87	6,500	35,000	1,450	8,000	540	75	335	730	12	65,000	24	42
19	140	10,500	57,000	2,350	13,000	875	125	541	1,170	19	105,000	38	68

ベネズエラ	ペルー	ボリビア	ホンジュラス	メキシコ	アイスランド	アイルランド	アゼルバイジャン	アルバニア	アルメニア	イタリア	ウクライナ	ウズベキスタン	英国
ボリバル	ソル	ボリヴィアーノ	レンピラ	メキシコ・ペソ	アイスランド・クローナ	ユーロ	アゼルバイジャン・マナト	レク	ドラム	ユーロ	グリブナ	ソム	スターリング・ポンド
遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100
28,500	173	356	1,178	940	6,400	47	78	6,400	24,780	47	1,315	154,000	37
15,000	91	188	620	490	3,350	25	41	3,400	13,040	25	690	81,000	19
30,000	182	375	1,240	990	6,750	49	82	6,700	26,090	49	1,380	162,000	39
3,500	21	44	145	110	800	6	10	800	3,040	6	160	19,000	5
15,000	91	188	620	490	3,350	25	41	3,400	13,040	25	690	81,000	19
12,500	76	156	517	410	2,800	20	34	2,800	10,870	20	575	68,000	16
22,000	133	275	909	720	4,950	36	60	4,900	19,130	36	1,015	119,000	28
6,000	36	75	248	200	1,350	10	16	1,300	5,220	10	275	32,000	8
6,000	36	75	248	200	1,350	10	16	1,300	5,220	10	275	32,000	8
10,000	61	125	413	330	2,250	16	27	2,200	8,700	16	460	54,000	13
22,000	133	275	909	720	4,950	36	60	4,900	19,130	36	1,015	119,000	28
22,500	136	281	930	740	5,050	37	62	5,100	19,570	37	1,035	122,000	29
8,500	52	106	351	280	1,900	14	23	1,900	7,390	14	390	46,000	11
12,500	76	156	517	410	2,800	20	34	2,800	10,870	20	575	68,000	16
22,000	133	275	909	720	4,950	36	60	4,900	19,130	36	1,015	119,000	28
19,000	115	238	785	620	4,250	31	52	4,300	16,520	31	875	103,000	25
4,500	27	56	186	150	1,000	7	12	1,000	3,910	7	205	24,000	6
6,500	39	81	269	210	1,450	11	18	1,500	5,650	11	300	35,000	8
10,500	64	131	434	340	2,350	17	29	2,400	9,130	17	485	57,000	14

エストニア	オーストリア	オランダ	カザフスタン	ギリシャ	キルギス	クロアチア	ジョージア	スイス	スウェーデン	スペイン	スロバキア	スロベニア	セルビア
ユーロ	ユーロ	ユーロ	テンゲ	ユーロ	キルギスソム	クーナ	ラリ	スイス・フラン	スウェーデン・クローネ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	セルビア・ディナール
遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100
47	47	47	17,250	47	3,650	355	121	51	440	47	47	47	5,750
25	25	25	9,100	25	1,920	190	64	27	230	25	25	25	3,050
49	49	49	18,200	49	3,850	375	128	54	460	49	49	49	6,050
6	6	6	2,100	6	450	45	15	6	55	6	6	6	700
25	25	25	9,100	25	1,920	190	64	27	230	25	25	25	3,050
20	20	20	7,600	20	1,600	155	53	22	190	20	20	20	2,550
36	36	36	13,350	36	2,820	275	94	39	340	36	36	36	4,450
10	10	10	3,650	10	770	75	26	11	90	10	10	10	1,200
10	10	10	3,650	10	770	75	26	11	90	10	10	10	1,200
16	16	16	6,050	16	1,280	125	43	18	155	16	16	16	2,000
36	36	36	13,350	36	2,820	275	94	39	340	36	36	36	4,450
37	37	37	13,650	37	2,880	280	96	40	345	37	37	37	4,550
14	14	14	5,150	14	1,090	105	36	15	130	14	14	14	1,700
20	20	20	7,600	20	1,600	155	53	22	190	20	20	20	2,550
36	36	36	13,350	36	2,820	275	94	39	340	36	36	36	4,450
31	31	31	11,500	31	2,440	240	81	34	290	31	31	31	3,850
7	7	7	2,750	7	580	55	19	8	70	7	7	7	900
11	11	11	3,950	11	830	80	28	12	100	11	11	11	1,300
17	17	17	6,350	17	1,350	130	45	19	160	17	17	17	2,100

タジキスタン	チェコ	デンマーク	ドイツ	トルクメニスタン	ノルウェー	バチカン	ハンガリー	フィンランド	フランス	ブルガリア	ベラルーシ	ベルギー	ポーランド
タジキスタン・ソモニ	コルナ	デンマーク・クローネ	ユーロ	トルクメニスタン・マナト	ノルウェー・クローネ	バチカン・ユーロ	ブルランド	ユーロ	ユーロ	レグ	ベラルーシ・ルーブル	ユーロ	ズロティ
遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100
407	1,260	355	47	178	440	47	14,600	47	47	92	102	47	204
214	660	190	25	94	230	25	7,700	25	25	48	54	25	107
429	1,320	375	49	188	460	49	15,400	49	49	97	107	49	214
50	150	45	6	22	55	6	1,800	6	6	11	13	6	25
214	660	190	25	94	230	25	7,700	25	25	48	54	25	107
179	550	155	20	78	190	20	6,400	20	20	40	45	20	89
314	970	275	36	138	340	36	11,300	36	36	71	79	36	157
86	260	75	10	38	90	10	3,100	10	10	19	21	10	43
86	260	75	10	38	90	10	3,100	10	10	19	21	10	43
143	440	125	16	63	155	16	5,100	16	16	32	36	16	71
314	970	275	36	138	340	36	11,300	36	36	71	79	36	157
321	990	280	37	141	345	37	11,500	37	37	73	80	37	161
121	380	105	14	53	130	14	4,400	14	14	27	30	14	61
179	550	155	20	78	190	20	6,400	20	20	40	45	20	89
314	970	275	36	138	340	36	11,300	36	36	71	79	36	157
271	840	240	31	119	290	31	9,700	31	31	61	68	31	136
64	200	55	7	28	70	7	2,300	7	7	15	16	7	32
93	290	80	11	41	100	11	3,300	11	11	21	23	11	46
150	460	130	17	66	160	17	5,400	17	17	34	38	17	75

ボスニア・ヘルツェゴビナ	ポルトガル	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	モルドバ	ラトビア	リトアニア	ルーマニア	ルクセンブルク	ロシア	アフガニスタン	アラブ首長国連邦	イエメン	イスラエル	イラク
コンヴァルティ・ボルナ・マルカ	ユーロ	ダナル	モルドバ・レイ	ユーロ	ユーロ	レイ	ユーロ	ルーブル	アフガニー	ディルハム	イエメン・リアル	シェケル	イラク・ディナール
遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100
92	47	2,880	1,031	47	47	210	47	3,500	3,500	190	12,400	197	61,000
48	25	1,520	542	25	25	110	25	1,840	1,850	100	6,500	103	32,000
97	49	3,030	1,085	49	49	220	49	3,680	3,700	200	13,050	207	65,000
11	6	350	127	6	6	25	6	430	450	25	1,500	24	8,000
48	25	1,520	542	25	25	110	25	1,840	1,850	100	6,500	103	32,000
40	20	1,260	452	20	20	95	20	1,530	1,550	85	5,450	86	27,000
71	36	2,220	796	36	36	165	36	2,700	2,700	145	9,550	152	47,000
19	10	610	217	10	10	45	10	740	750	40	2,600	41	13,000
19	10	610	217	10	10	45	10	740	750	40	2,600	41	13,000
32	16	1,010	362	16	16	75	16	1,230	1,250	65	4,350	69	22,000
71	36	2,220	796	36	36	165	36	2,700	2,700	145	9,550	152	47,000
73	37	2,270	814	37	37	165	37	2,760	2,800	150	9,800	155	48,000
27	14	860	307	14	14	65	14	1,040	1,050	55	3,700	59	18,000
40	20	1,260	452	20	20	95	20	1,530	1,550	85	5,450	86	27,000
71	36	2,220	796	36	36	165	36	2,700	2,700	145	9,550	152	47,000
61	31	1,920	687	31	31	140	31	2,330	2,350	125	8,250	131	41,000
15	7	450	163	7	7	35	7	550	550	30	1,950	31	10,000
21	11	660	235	11	11	50	11	800	800	45	2,850	45	14,000
34	17	1,060	380	17	17	80	17	1,290	1,300	70	4,550	72	23,000

イラン	オマーン	カタール	クウェート	サウジアラビア	シリア	トルコ	バーレーン	ヨルダン	レバノン	アルジェリア	アンゴラ	ウガンダ	エジプト
リアル	オマーン・リアル	カタール・リヤール	クウェート・ディナール	リヤール	シリア・ポンド	トルコ・リラ	バーレーン・ディナール	ヨルダン・ディナール	レバノン・ポンド	アルジェリア・ディナール	クワンザ	ウガンダ・シリング	エジプト・ポンド
遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100
1,540,000	20	190	15.5	195	21,900	155	19.5	37	78,000	3,700	8,300	178,000	440
810,000	10.5	100	8	105	11,550	80	10.5	19	41,000	3,000	4,300	94,000	230
1,620,000	21	200	16.5	205	23,100	160	20.5	39	82,000	6,000	8,700	188,000	460
190,000	2.5	23	2	25	2,700	20	2.5	5	9,500	700	1,000	22,000	55
810,000	10.5	100	8	105	11,550	80	10.5	19	41,000	3,000	4,300	94,000	230
680,000	8.5	83	7	85	9,600	70	8.5	16	34,000	2,500	3,600	78,000	190
1,190,000	15.5	147	12	150	16,900	120	15	28	60,500	4,400	6,400	138,000	340
320,000	4	40	3.5	40	4,600	30	4	8	16,500	1,200	1,700	38,000	90
320,000	4	40	3.5	40	4,600	30	4	8	16,500	1,200	1,700	38,000	90
540,000	7	67	5.5	70	7,700	55	7	13	27,500	2,000	2,900	63,000	155
1,190,000	15.5	147	12	150	16,900	120	15	28	60,500	4,400	6,400	138,000	340
1,220,000	15.5	150	12.5	155	17,300	120	15.5	29	61,500	4,500	6,500	141,000	345
460,000	6	57	4.5	60	6,550	45	6	11	23,500	1,700	2,500	53,000	130
680,000	8.5	83	7	85	9,600	70	8.5	16	34,000	2,500	3,600	78,000	190
1,190,000	15.5	147	12	150	16,900	120	15	28	60,500	4,400	6,400	138,000	340
1,030,000	13	127	10.5	130	14,600	105	13	25	52,000	3,800	5,500	119,000	290
240,000	3	30	2.5	30	3,450	25	3	6	12,500	900	1,300	28,000	70
350,000	4.5	43	3.5	45	5,000	35	4.5	8	18,000	1,300	1,900	41,000	100
570,000	7.5	70	6	70	8,100	55	7	14	29,000	2,100	3,000	66,000	160

エチオピア	ガーナ	ガボン	カメルーン	ギニア	ケニア	コートジボワール	コンゴ民主共和国	ザンビア	ジブチ	コートダン	セネガル	タンザニア	チュニジア
ブル	ガーナ・セディ	CFAフラン	CFAフラン	ギニア・フラン	ケニア・シリング	CFAフラン	コンゴ・フラン	クワチャ	ジブチ・フラン	スーダン・ポンド	CFAフラン	タンザニア・シリング	チュニジア・ディナール
遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100
1,126	204	30,000	30,000	438,000	5,300	30,000	51,800	570	9,200	335	30,000	112,000	108
593	107	16,000	16,000	231,000	2,800	16,000	27,300	300	4,800	176	16,000	59,000	57
1,186	214	32,000	32,000	462,000	5,550	32,000	54,500	600	9,700	353	32,000	118,000	113
138	25	4,000	4,000	54,000	650	4,000	6,400	70	1,100	41	4,000	14,000	13
593	107	16,000	16,000	231,000	2,800	16,000	27,300	300	4,800	176	16,000	59,000	57
494	89	13,000	13,000	192,000	2,300	13,000	22,700	250	4,000	147	13,000	49,000	47
870	157	23,000	23,000	338,000	4,050	23,000	40,000	440	7,100	259	23,000	86,000	83
237	43	6,000	6,000	92,000	1,100	6,000	10,900	120	1,900	71	6,000	24,000	23
237	43	6,000	6,000	92,000	1,100	6,000	10,900	120	1,900	71	6,000	24,000	23
395	71	11,000	11,000	154,000	1,850	11,000	18,200	200	3,200	118	11,000	39,000	38
870	157	23,000	23,000	338,000	4,050	23,000	40,000	440	7,100	259	23,000	86,000	83
889	161	24,000	24,000	346,000	4,150	24,000	40,900	450	7,300	265	24,000	88,000	85
336	61	9,000	9,000	131,000	1,550	9,000	15,300	170	2,700	100	9,000	33,000	32
494	89	13,000	13,000	192,000	2,300	13,000	22,700	250	4,000	147	13,000	49,000	47
870	157	23,000	23,000	338,000	4,050	23,000	40,000	440	7,100	259	23,000	86,000	83
751	136	20,000	20,000	292,000	3,500	20,000	34,500	380	6,100	224	20,000	75,000	72
178	32	5,000	5,000	69,000	850	5,000	8,200	90	1,500	53	5,000	18,000	17
257	46	7,000	7,000	100,000	1,200	7,000	11,800	130	2,100	76	7,000	25,000	25
415	75	11,000	11,000	162,000	1,950	11,000	19,100	210	3,400	124	11,000	41,000	40

ナイジェリア	ナミビア	ブルキナファソ	ベナン	ガンビア	マダガスカル	マラウイ	マリ	南アフリカ共和国	南スーダン	モーリシャス	モーリタニア	モザンビーク	モロッコ
ナイラ	ナミビア・ドル	CFAフラン	CFAフラン	ダラシ	アリアリ	マラウイ・クワチャ	CFAフラン	ランド	南スーダン・ポンド	モーリシャス・ルピー	ウギア	メティカル	ディラハム
遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100
12,150	760	30,000	30,000	570	163,000	35,600	30,000	765	2,000	1,840	17,800	2,860	520
6,400	400	16,000	16,000	300	86,000	18,800	16,000	405	1,053	970	9,400	1,510	275
12,750	800	32,000	32,000	600	171,000	37,500	32,000	805	2,105	1,940	18,800	3,020	545
1,500	93	4,000	4,000	70	20,000	4,400	4,000	95	246	230	2,200	350	65
6,400	400	16,000	16,000	300	86,000	18,800	16,000	405	1,053	970	9,400	1,510	275
5,300	333	13,000	13,000	250	71,000	15,600	13,000	335	877	810	7,800	1,260	225
9,350	587	23,000	23,000	440	126,000	27,500	23,000	590	1,544	1,420	13,800	2,210	400
2,550	160	6,000	6,000	120	34,000	7,500	6,000	160	421	390	3,800	600	110
2,550	160	6,000	6,000	120	34,000	7,500	6,000	160	421	390	3,800	600	110
4,250	267	11,000	11,000	200	57,000	12,500	11,000	270	702	650	6,300	1,010	180
9,350	587	23,000	23,000	440	126,000	27,500	23,000	590	1,544	1,420	13,800	2,210	400
9,550	600	24,000	24,000	450	129,000	28,100	24,000	605	1,579	1,460	14,100	2,260	410
3,600	227	9,000	9,000	170	49,000	10,600	9,000	230	596	550	5,300	850	155
5,300	333	13,000	13,000	250	71,000	15,600	13,000	335	877	810	7,800	1,260	225
9,350	587	23,000	23,000	440	126,000	27,500	23,000	590	1,544	1,420	13,800	2,210	400
8,100	507	20,000	20,000	380	109,000	23,800	20,000	510	1,333	1,230	11,900	1,910	345
1,900	120	5,000	5,000	90	26,000	5,600	5,000	120	316	290	2,800	450	80
2,750	173	7,000	7,000	130	37,000	8,100	7,000	175	456	420	4,100	650	120
4,450	280	11,000	11,000	210	60,000	13,100	11,000	280	737	680	6,600	1,060	190

ソビア	ヘリシダ
リビア・ボイナール	ホランド・クラン
前年の順位	前年の順位
2／100	2／100
72	40,700
38	21,400
76	42,900
9	5,000
38	21,400
32	17,900
56	31,400
15	8,600
15	8,600
25	14,100
56	31,400
57	32,100
22	12,100
32	17,900
56	31,400
48	27,100
11	6,400
16	9,300
27	15,000

別表第二　インドとの相互主義に基づくインド人に対する査証手数料

種別＼国又は地域	インド	インドネシア	カンボジア	シンガポール	スリランカ	タイ	大韓民国	中華人民共和国（香港を除く。）	香港
単位	インド・ルピー	ルピア	リエル	シンガポール・ドル	スリランカ・ルピー	バーツ	ウォン	元	香港・ドル
一般入国査証	510	100,000	30,000	10	1,090	270	9,000	50	60
数次入国査証	510	100,000	30,000	10	1,090	270	9,000	50	60
通過査証	50	10,000	5,000	1	100	20	1,000	5	10

ネパール	パキスタン	バングラデシュ	東ティモール	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	モルディブ	モンゴル
ネパール・ルピー	パキスタン・ルピー	タカ	東ティモール・ドル	フィリピン・ペソ	ブルネイ・ドル	ドン	リンギ	チャット	ルフィヤ	トゥグリク
810	780	590	8	350	10	170,000	30	9,300	115	16,000
810	780	590	8	350	10	170,000	30	9,300	115	16,000
70	70	50	1	50	1	20,000	5	900	11	1,000

ラオス	オーストラリア	サモア	ソロモン	トンガ	ニュージーランド	パプアニューギニア	パラオ	フィジー	マーシャル	ミクロネシア
キップ	オーストラリア・ドル	サモア・タラ	ソロモン・ドル	パ・アンガ	ニュージーランド・ドル	キナ	パラオ・ドル	フィジー・ドル	マーシャル・ドル	ミクロネシア・ドル
59,000	10	19	59	17	11	24	8	16	8	8
59,000	10	19	59	17	11	24	8	16	8	8
5,000	1	2	5	2	1	2	1	1	1	1

アメリカ合衆国	カナダ	アルゼンチン	ウルグアイ	エクアドル	エルサルバドル	キューバ	グアテマラ	コスタリカ	コロンビア	ジャマイカ
ドル	カナダ・ドル	アルゼンチン・ペソ	ウルグアイ・ペソ	エクアドル・ドル	エルサルバドル・コロン	キューバ・ペソ	ケッツアル	コスタリカ・コロン	コロンビア・ペソ	ジャマイカ・ドル
8	10	105	230	8	70	8	55	4,200	22,500	950
8	10	105	230	8	70	8	55	4,200	22,500	950
1	1	10	20	1	8.75	1	5	400	2,000	100

チリ	ドミニカ共和国	トリニダード・トバゴ	ニカラグア	ハイチ	パナマ	パラグアイ	バルバドス	ブラジル	ベネズエラ	ペルー
チリ・ペソ	ドミニカ・ペソ	トリニダード・トバゴ・ドル	コルドバ	グルド	バルボア	ガラニ	バルバドス・ドル	ヘアル	ボリバル	ソル
5,000	345	50	214	460	8	42,000	15	27	4,000	25
5,000	345	50	214	460	8	42,000	15	27	4,000	25
500	30	5	20	40	1	4,000	1	2	500	2

ボリビア	ホンジュラス	メキシコ	アイスランド	アイルランド	アゼルバイジャン	アルバニア	アルメニア	イタリア	ウクライナ	ウズベキスタン
ボリヴィアーノ	レンピラ	メキシコ・ペソ	アイスランド・クローネ	ユーロ	アゼルバイジャン・マナト	レク	ドラム	ユーロ	ヴリヴナ	ソム
52	172	140	950	7	11	900	3,620	7	190	22,000
52	172	140	950	7	11	900	3,620	7	190	22,000
5	16	10	100	1	1	100	330	1	20	2,000

英国	エストニア	オーストリア	オランダ	カザフスタン	ギリシャ	キルギス	クロアチア	ジョージア	スイス	スウェーデン
スターリング・ポンド	ユーロ	ユーロ	ユーロ	テンゲ	ユーロ	キルギス・ソム	クーナ	クリ	スイス・フラン	スウェーデン・クローネ
5	7	7	7	2,500	7	530	50	18	7	65
5	7	7	7	2,500	7	530	50	18	7	65
1	1	1	1	250	1	50	5	2	1	5

スペイン	スロバキア	スロベニア	セルビア	タジキスタン	チェコ	デンマーク	ドイツ	トルクメニスタン	ノルウェー	バチカン
ユーロ	ユーロ	ユーロ	セルビア・ディナール	タジキスタン・ソモニ	コルナ	デンマーク・クローネ	ユーロ	トルクメニスタン・マナト	ノルウェー・クローネ	バチカン・ユーロ
7	7	7	850	59	180	50	7	26	65	7
7	7	7	850	59	180	50	7	26	65	7
1	1	1	100	5	20	5	1	2	5	1

ハンガリー	フィンランド	フランス	ブルガリア	ベラルーシ	ベルギー	ポーランド	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ポルトガル	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	モルドバ
フォリント	ユーロ	ユーロ	レヴ	ベラルーシ・ルーブル	ユーロ	ズロティ	コンヴェルティビルナ・マルカ	ユーロ	デナル	モルドバ・レイ
2,100	7	7	13	15	7	30	13	7	420	150
2,100	7	7	13	15	7	30	13	7	420	150
200	1	1	1	1	1	3	1	1	40	14

ラトビア	リトアニア	ルーマニア	ルクセンブルク	ロシア	アフガニスタン	アラブ首長国連邦	イエメン	イスラエル	イラク	イラン
ユーロ	ユーロ	レイ	ユーロ	ルーブル	アフガニー	ディルハム	イエメン・リアル	シェケル	イラク・ディナール	リアル
7	7	30	7	510	500	30	1,800	29	9,000	220,000
7	7	30	7	510	500	30	1,800	29	9,000	220,000
1	1	3	1	50	50	5	150	3	1,000	20,000

オマーン	カタール	クウェート	サウジアラビア	シリア	トルコ	バーレーン	ヨルダン	レバノン	アルジェリア	アンゴラ
オマーン・リアル	カタール・リヤール	クウェート・ディナール	リヤール	シリア・ポンド	トルコ・リラ	バーレーン・ディナール	ヨルダン・ディナール	レバノン・ポンド	アルジェリア・ディナール	クワンザ
3	28	2.5	30	3,200	20	3	5	11,500	800	1,200
3	28	2.5	30	3,200	20	3	5	11,500	800	1,200
0.5	3	0.5	5	300	5	0.5	1	1,000	100	100

ウガンダ	エジプト	エチオピア	ガーナ	ガボン	カメルーン	ギニア	ケニア	コートジボワール	コンゴ民主共和国	ザンビア
ウガンダ・シリング	エジプト・ポンド	ブル	ガーナ・セディ	CFAフラン	CFAフラン	ギニア・フラン	ケニア・シリング	CFAフラン	コンゴ・フラン	クワチャ
26,000	65	164	30	4,000	4,000	64,000	750	4,000	7,600	83
26,000	65	164	30	4,000	4,000	64,000	750	4,000	7,600	83
2,000	5	15	3	1,000	1,000	6,000	50	1,000	700	8

ジブチ	スーダン	セネガル	タンザニア	チュニジア	ナイジェリア	ナミビア	ブルキナファソ	ベナン	ボツワナ	マダガスカル
ジブチ・フラン	スーダン・ポンド	CFAフラン	タンザニア・シリング	チュニジア・ディナール	ナイラ	ナミビア・ドル	CFAフラン	CFAフラン	プラ	アリアリ
1,300	49	4,000	16,000	16	1,750	111	4,000	4,000	85	24,000
1,300	49	4,000	16,000	16	1,750	111	4,000	4,000	85	24,000
100	4	1,000	1,000	1	150	10	1,000	1,000	10	2,000

マラウイ	マリ	南アフリカ共和国	南スーダン	モーリシャス	モーリタニア	モザンビーク	モロッコ	リビア	ルワンダ
マラウイ・クワチャ	CFAフラン	ランド	南スーダン・ポンド	モーリシャス・ルピー	ウギア	メティカル	ディラム	リビア・ディナール	ルワンダ・フラン
5,200	4,000	110	292	270	2,600	420	75	11	5,900
5,200	4,000	110	292	270	2,600	420	75	11	5,900
500	1,000	10	27	20	200	40	5	1	500

別表第三（旧第四）　イランとの相互主義に基づくイラン人に対する査証手数料

種別＼国又は地域	インド	インドネシア	カンボジア	シンガポール	スリランカ	タイ	大韓民国	中華人民共和国（香港を除く。）	香港
単位	インド・ルピー	ルピア	リエル	シンガポール・ドル	スリランカ・ルピー	バーツ	ウォン	元	香港・ドル
一般入国査証	3,050	610,000	185,000	63	6,580	1,600	53,000	295	360
数次入国査証	6,100	1,220,000	370,000	125	13,160	3,210	105,000	590	710
通過査証	3,050	610,000	185,000	63	6,580	1,600	53,000	295	360

ネパール	パキスタン	バングラデシュ	東ティモール	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	モルディブ	モンゴル
ネパール・ルピー	パキスタン・ルピー	タカ	東ティモール・ドル	フィリピン・ペソ	ブルネイ・ドル	ドン	リンギ	チャット	ルフィヤ	トゥグリク
4,850	4,670	3,570	45	2,150	63	1,020,000	185	56,200	692	94,000
9,710	9,350	7,140	91	4,250	125	2,040,000	370	112,400	1,383	189,000
4,850	4,670	3,570	45	2,150	63	1,020,000	185	56,200	692	94,000

ラオス	オーストラリア	サモア	ソロモン	トンガ	ニュージーランド	パプアニューギニア	パラオ	フィジー	マーシャル	ミクロネシア
キップ	オーストラリア・ドル	サモア・タラ	ソロモン・ドル	パ・アンガ	ニュージーランド・ドル	キナ	パラオ・ドル	フィジー・ドル	マーシャル・ドル	ミクロネシア・ドル
357,000	61	116	357	100	66	143	45	96	45	45
714,000	122	233	714	200	132	286	91	192	91	91
357,000	61	116	357	100	66	143	45	96	45	45

アメリカ合衆国	カナダ	アルゼンチン	ウルグアイ	エクアドル	エルサルバドル	キューバ	グアテマラ	コスタリカ	コロンビア	ジャマイカ
ドル	カナダ・ドル	アルゼンチン・ペソ	ウルグアイ・ペソ	エクアドル・ドル	エルサルバドル・コロン	キューバ・ペソ	ケツアル	コスタリカ・コロン	コロンビア・ペソ	ジャマイカ・ドル
45	60	630	1,375	45	393.75	45	333	25,000	135,000	5,600
91	120	1,260	2,745	91	796.25	91	667	50,000	270,500	11,250
45	60	630	1,375	45	393.75	45	333	25,000	135,000	5,600

チリ	ドミニカ共和国	トリニダード・トバゴ	ニカラグア	ハイチ	パナマ	パラグアイ	バルバドス	ブラジル	ベネズエラ	ペルー
チリ・ペソ	ドミニカ・ペソ	トリニダード・トバゴ・ドル	コルドバ	グルド	バルボア	グラニ	バルバドス・ドル	ヘアル	ボリバル	ソル
31,500	2,085	295	1,289	2,790	45	250,000	91	161	25,000	152
62,500	4,165	590	2,577	5,590	91	500,000	182	323	50,000	303
31,500	2,085	295	1,289	2,790	45	250,000	91	161	25,000	152

ボリビア	ホンジュラス	メキシコ	アイスランド	アイルランド	アゼルバイジャン	アルバニア	アルメニア	イタリア	ウクライナ	ウズベキスタン
ボリヴィアーノ	レンピラ	メキシコ・ペソ	アイスランド・クローネ	ユーロ	アゼルバイジャン・マナト	レク	ドラム	ユーロ	グリヴナ	ソム
313	1,033	820	5,600	41	68	5,600	21,740	41	1,150	135,000
625	2,066	1,640	11,250	82	137	11,200	43,480	82	2,305	270,000
313	1,033	820	5,600	41	68	5,600	21,740	41	1,150	135,000

英国	エストニア	オーストリア	オランダ	カザフスタン	ギリシャ	キルギス	クロアチア	ジョージア	スイス	スウェーデン
スターリング・ポンド	ユーロ	ユーロ	ユーロ	テンゲ	ユーロ	キルギス・ソム	クーナ	ラリ	スイス・フラン	スウェーデン・クローネ
32	41	41	41	15,150	41	3,210	315	106	45	385
65	82	82	82	30,300	82	6,410	625	213	89	770
32	41	41	41	15,150	41	3,210	315	106	45	385

スペイン	スロバキア	スロベニア	セルビア	タジキスタン	チェコ	デンマーク	ドイツ	トルクメニスタン	ノルウェー	バチカン
ユーロ	ユーロ	ユーロ	セルビア・ディナール	タジキスタン・ソモニ	コルナ	デンマーク・クローネ	ユーロ	トルクメニスタン・マナト	ノルウェー・クローネ	バチカン・ユーロ
41	41	41	5,050	357	1,100	315	41	156	385	41
82	82	82	10,100	714	2,210	625	82	313	770	82
41	41	41	5,050	357	1,100	315	41	156	385	41

ハンガリー	フィンランド	フランス	ブルガリア	ベラルーシ	ベルギー	ポーランド	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ポルトガル	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	モルドバ
フォリント	ユーロ	ユーロ	レヴ	ベラルーシ・ルーブル	ユーロ	ズロチ	コンヴェルティビルキ・マルカ	ユーロ	デナル	モルドバ・レイ
12,800	41	41	81	89	41	179	81	41	2,530	904
25,600	82	82	161	179	82	357	161	82	5,050	1,808
12,800	41	41	81	89	41	179	81	41	2,530	904

ラトビア	リトアニア	ルーマニア	ルクセンブルク	ロシア	アフガニスタン	アラブ首長国連邦	イエメン	イスラエル	イラク	イラン
ユーロ	ユーロ	レイ	ユーロ	ルーブル	アフガニー	ディルハム	イエメン・リアル	シェケル	イラク・ディナール	リアル
41	41	185	41	3,070	3,100	165	10,850	172	54,000	1,350,000
82	82	370	82	6,130	6,150	335	21,750	345	108,000	2,700,000
41	41	185	41	3,070	3,100	165	10,850	172	54,000	1,350,000

オマーン	カタール	クウェート	サウジアラビア	シリア	トルコ	バーレーン	ヨルダン	レバノン	アルジェリア	アンゴラ
オマーン・リアル	カタール・リヤール	クウェート・ディナール	リヤール	シリア・ポンド	トルコ・リラ	バーレーン・ディナール	ヨルダン・ディナール	レバノン・ポンド	アルジェリア・ディナール	クワンザ
18	167	14	170	19,250	135	17	32	68,500	5,000	7,200
35	333	28	345	38,450	270	34	65	137,000	10,000	14,500
18	167	14	170	19,250	135	17	32	68,500	5,000	7,200

ウガンダ	エジプト	エチオピア	ガーナ	ガボン	カメルーン	ギニア	ケニア	コートジボワール	コンゴ民主共和国	ザンビア
ウガンダ・シリング	エジプト・ポンド	ブル	ガーナ・セディ	CFAフラン	CFAフラン	ギニア・フラン	ケニア・シリング	CFAフラン	コンゴ・フラン	クワチャ
156,000	385	988	179	26,000	26,000	385,000	4,650	26,000	45,500	500
313,000	770	1,976	357	53,000	53,000	769,000	9,250	53,000	90,900	1,000
156,000	385	988	179	26,000	26,000	385,000	4,650	26,000	45,500	500

ビルマ	スーダン	セネガル	タンザニア	チュニジア	ナイジェリア	ナミビア	ブルキナファソ	ベナン	ボツワナ	マダガスカル
ジャチャ	スーダン・ポンド	CFAフラン	タンザニア・シリング	チュニジア・ディーナール	ナイラ	ナミビア・ドル	CFAフラン	CFAフラン	プラ	マリアリ
8,100	294	26,000	98,000	94	10,650	667	26,000	26,000	500	143,000
16,100	588	53,000	196,000	189	21,300	1,333	53,000	53,000	1,000	286,000
8,100	294	26,000	98,000	94	10,650	667	26,000	26,000	500	143,000

マラウイ	マリ	南アフリカ共和国	南スーダン	モーリシャス	モーリタニア	モザンビーク	モロッコ	リビア	ルワンダ
マラウイ・クワチャ	CFAフラン	ランド	南スーダン・ポンド	モーリシャス・ルピー	ウギア	メティカル	ディルハム	リビア・ディーナール	ルワンダ・フラン
31,300	26,000	670	1,754	1,620	15,600	2,510	455	63	35,700
62,500	53,000	1,345	3,509	3,240	31,300	5,030	910	127	71,400
31,300	26,000	670	1,754	1,620	15,600	2,510	455	63	35,700

附　則

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　ジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。

○外務省令第二号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第四項、旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項及び旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）附則第二条第四項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月十三日

外務大臣　岸田　文雄

国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（国外における旅券手数料の額を定める省令の一部改正）

第一条　国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

（別表）

アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（記載事項変更旅券，限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
インド	ｲﾝﾄﾞ・ﾙﾋﾟｰ	9,760	6,710	3,660	3,660	980	1,520	1,520
インドネシア	ﾙﾋﾟｱ	1,950,000	1,340,000	730,000	730,000	200,000	300,000	300,000
カンボジア	ﾘｴﾙ	595,000	405,000	220,000	220,000	60,000	95,000	95,000
シンガポール	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ・ﾄﾞﾙ	200	138	75	75	20	31	31
スリランカ	ｽﾘﾗﾝｶ・ﾙﾋﾟｰ	21,050	14,470	7,890	7,890	2,110	3,290	3,290
タ　イ	ﾊﾞｰﾂ	5,130	3,530	1,920	1,920	510	800	800
大韓民国	ｳｫﾝ	168,000	116,000	63,000	63,000	17,000	26,000	26,000
中華人民共和国（香港を除く。）	元	940	645	355	355	95	145	145
香　港	香港・ﾄﾞﾙ	1,140	790	430	430	110	180	180
ネパール	ﾈﾊﾟｰﾙ・ﾙﾋﾟｰ	15,530	10,680	5,830	5,830	1,550	2,430	2,430
パキスタン	ﾊﾟｷｽﾀﾝ・ﾙﾋﾟｰ	14,950	10,280	5,610	5,610	1,500	2,340	2,340
バングラデシュ	ﾀｶ	11,430	7,860	4,290	4,290	1,140	1,790	1,790
東ティモール	東ﾃｨﾓｰﾙ・ﾄﾞﾙ	145	100	55	55	15	23	23
フィリピン	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ・ﾍﾟｿ	6,850	4,700	2,550	2,550	700	1,050	1,050
ブルネイ	ﾌﾞﾙﾈｲ・ﾄﾞﾙ	200	138	75	75	20	31	31
ベトナム	ﾄﾞﾝ	3,270,000	2,240,000	1,220,000	1,220,000	330,000	510,000	510,000
マレーシア	ﾘﾝｷﾞ	595	405	220	220	60	95	95
ミャンマー	ﾁｬｯﾄ	179,800	123,600	67,400	67,400	18,000	28,100	28,100
モルディブ	ﾙﾌｨｱ	2,213	1,521	830	830	221	346	346
モンゴル	ﾄｳｸﾞﾘｸ	302,000	208,000	113,000	113,000	30,000	47,000	47,000
ラオス	ｷｯﾌﾟ	1,143,000	786,000	429,000	429,000	114,000	179,000	179,000

大洋州

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（記載事項変更旅券，限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
オーストラリア	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ･ﾄﾞﾙ	195	134	73	73	20	30	30
サモア	ｻﾓｱ･ﾀﾗ	372	256	140	140	37	58	58
ソロモン	ｿﾛﾓﾝ･ﾄﾞﾙ	1,143	786	429	429	114	179	179
トンガ	ﾊﾟ･ｱﾝｶﾞ	320	220	120	120	32	50	50
ニュージーランド	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ･ﾄﾞﾙ	211	145	79	79	21	33	33
パプアニューギニア	ｷﾅ	457	314	171	171	46	71	71
パラオ	ﾊﾟﾗｵ･ﾄﾞﾙ	145	100	55	55	15	23	23
フィジー	ﾌｨｼﾞｰ･ﾄﾞﾙ	308	212	115	115	31	48	48
マーシャル	ﾏｰｼｬﾙ・ﾄﾞﾙ	145	100	55	55	15	23	23
ミクロネシア	ﾐｸﾛﾈｼｱ･ﾄﾞﾙ	145	100	55	55	15	23	23

北米

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（記載事項変更旅券，限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
アメリカ合衆国	ﾄﾞﾙ	145	100	55	55	15	23	23
カナダ	ｶﾅﾀﾞ・ﾄﾞﾙ	193	133	72	72	19	30	30

中南米

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（記載事項変更旅券，限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
アルゼンチン	ｱﾙｾﾞﾝﾁﾝ・ﾍﾟｿ	2,015	1,385	755	755	200	315	315
ウルグアイ	ｳﾙｸﾞｱｲ・ﾍﾟｿ	4,395	3,020	1,650	1,650	440	685	685
エクアドル	ｴｸｱﾄﾞﾙ・ﾄﾞﾙ	145	100	55	55	15	23	23
エルサルバドル	ｴﾙｻﾙﾊﾞﾄﾞﾙ・ｺﾛﾝ	1,268.75	875.00	481.25	481.25	131.25	201.25	201.25
キューバ	ｷｭｰﾊﾞ・ﾍﾟｿ	145	100	55	55	15	23	23
グアテマラ	ｹｯﾂｱﾙ	1,067	733	400	400	107	167	167
コスタリカ	ｺｽﾀﾘｶ・ｺﾛﾝ	80,000	55,000	30,000	30,000	8,000	12,500	12,500
コロンビア	ｺﾛﾝﾋﾞｱ・ﾍﾟｿ	432,500	297,500	162,000	162,000	43,000	67,500	67,500
ジャマイカ	ｼﾞｬﾏｲｶ・ﾄﾞﾙ	18,000	12,350	6,750	6,750	1,800	2,800	2,800
チ　リ	ﾁﾘ・ﾍﾟｿ	100,000	69,000	37,500	37,500	10,000	15,500	15,500

ドミニカ共和国	ﾄﾞﾐﾆｶ･ﾍﾟｿ	6,665	4,585	2,500	2,500	665	1,040	1,040
トリニダード・トバゴ	ﾄﾘﾆﾀﾞｰﾄﾞ･ﾄﾊﾞｺﾞ･ﾄﾞﾙ	940	645	355	355	95	145	145
ニカラグア	ｺﾙﾄﾞﾊﾞ	4,124	2,835	1,546	1,546	412	644	644
ハイチ	ｸﾞﾙﾄﾞ	8,940	6,150	3,350	3,350	890	1,400	1,400
パナマ	ﾊﾞﾙﾎﾞｱ	145	100	55	55	15	23	23
パラグアイ	ｶﾞﾗﾆ	800,000	550,000	300,000	300,000	80,000	125,000	125,000
バルバドス	ﾊﾞﾙﾊﾞﾄﾞｽ･ﾄﾞﾙ	291	200	109	109	29	45	45
ブラジル	ﾚｱﾙ	516	355	194	194	52	81	81
ベネズエラ	ﾎﾞﾘﾊﾞﾙ	80,000	55,000	30,000	30,000	8,000	12,500	12,500
ペルー	ｿﾙ	485	333	182	182	48	76	76
ボリビア	ﾎﾞﾘﾋﾞｨｱｰﾉ	1,000	688	375	375	100	156	156
ホンジュラス	ﾚﾝﾋﾟﾗ	3,306	2,273	1,240	1,240	331	517	517
メキシコ	ﾒｷｼｺ･ﾍﾟｿ	2,630	1,810	990	990	260	410	410

欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（記載事項変更旅券，限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
アイスランド	ｱｲｽﾗﾝﾄﾞ・ｸﾛｰﾈ	18,000	12,350	6,750	6,750	1,800	2,800	2,800
アイルランド	ユーロ	131	90	49	49	13	20	20
アゼルバイジャン	ｱｾﾞﾙﾊﾞｲｼﾞｬﾝ・ﾏﾅﾄ	219	151	82	82	22	34	34
アルバニア	ﾚｸ	18,000	12,400	6,700	6,700	1,800	2,800	2,800
アルメニア	ﾄﾞﾗﾑ	69,570	47,830	26,090	26,090	6,960	10,870	10,870
イタリア	ユーロ	131	90	49	49	13	20	20
ウクライナ	ｸﾞﾘﾌﾞﾅ	3,685	2,535	1,380	1,380	370	575	575
ウズベキスタン	ｿﾑ	432,000	297,000	162,000	162,000	43,000	68,000	68,000
英　国	ｽﾀｰﾘﾝｸﾞ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	103	71	39	39	10	16	16
エストニア	ユーロ	131	90	49	49	13	20	20
オーストリア	ユーロ	131	90	49	49	13	20	20
オランダ	ユーロ	131	90	49	49	13	20	20
カザフスタン	ﾃﾝｹﾞ	48,500	33,350	18,200	18,200	4,850	7600	7,600
ギリシャ	ユーロ	131	90	49	49	13	20	20
キルギス	ｷﾙｷﾞｽ・ｿﾑ	10,260	7,050	3,850	3,850	1,030	1,600	1,600
ジョージア	ﾗﾘ	340	234	128	128	34	53	53
クロアチア	ｸｰﾅ	1,000	690	375	375	100	155	155
スイス	ｽｲｽ・ﾌﾗﾝ	143	98	54	54	14	22	22
スウェーデン	ｽｳｪｰﾃﾞﾝ・ｸﾛｰﾈ	1,230	845	460	460	125	190	190
スペイン	ユーロ	131	90	49	49	13	20	20
スロバキア	ユーロ	131	90	49	49	13	20	20

スロベニア	ユーロ	131	90	49	49	13	20	20
セルビア	ｾﾙﾋﾞｱ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	16,150	11,100	6,050	6,050	1,600	2,550	2,550
タジキスタン	ﾀｼﾞｷｽﾀﾝ･ｿﾓﾆ	1,143	786	429	429	114	179	179
チェコ	ｺﾙﾅ	3,530	2,430	1,320	1,320	350	550	550
デンマーク	ﾃﾞﾝﾏｰｸ･ｸﾛｰﾈ	1,000	690	375	375	100	155	155
ドイツ	ユーロ	131	90	49	49	13	20	20
トルクメニスタン	ﾄﾙｸﾒﾆｽﾀﾝ･ﾏﾅﾄ	500	344	188	188	50	78	78
ノルウェー	ﾉﾙｳｪｰ･ｸﾛｰﾈ	1,230	845	460	460	125	190	190
バチカン	ﾊﾞﾁｶﾝ･ﾕｰﾛ	131	90	49	49	13	20	20
ハンガリー	ﾌｫﾘﾝﾄ	41,000	28,200	15,400	15,400	4,100	6,400	6,400
フィンランド	ユーロ	131	90	49	49	13	20	20
フランス	ユーロ	131	90	49	49	13	20	20
ブルガリア	ﾚｳﾞ	258	177	97	97	26	40	40
ベラルーシ	ﾍﾞﾗﾙｰｼ･ﾙｰﾌﾞﾙ	286	196	107	107	29	45	45
ベルギー	ユーロ	131	90	49	49	13	20	20
ポーランド	ｽﾞﾛﾃｨ	571	393	214	214	57	89	89
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ｺﾝﾊﾞｰﾁﾙﾃｨﾋﾞﾙﾅ･ﾏﾙｶ	258	177	97	97	26	40	40
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	ﾃﾞﾅﾙ	8,080	5,560	3,030	3,030	810	1,260	1,260
ポルトガル	ユーロ	131	90	49	49	13	20	20
モルドバ	ﾓﾙﾄﾞﾊﾞ･ﾚｲ	2,893	1,989	1,085	1,085	289	452	452
ラトビア	ユーロ	131	90	49	49	13	20	20
リトアニア	ユーロ	131	90	49	49	13	20	20
ルーマニア	ﾚｲ	595	405	220	220	60	95	95
ルクセンブルク	ユーロ	131	90	49	49	13	20	20
ロシア	ﾙｰﾌﾞﾙ	9,820	6,750	3,680	3,680	980	1,530	1,530

中東

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第20条第1項第2号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が12歳未満であるとき	法第20条第1項第3号の処分に係る手数料（記載事項変更旅券，限定旅券等）	法第20条第1項第4号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第20条第1項第5号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第20条第1項第6号の処分に係る手数料（渡航書）
アフガニスタン	ｱﾌｶﾞﾆｰ	9,900	6,800	3,700	3,700	1,000	1,550	1,550
アラブ首長国連邦	ﾃﾞｨﾙﾊﾑ	535	365	200	200	55	85	85
イエメン	ｲｴﾒﾝ･ﾘｱﾙ	34,800	23,900	13,050	13,050	3,500	5,450	5,450
イスラエル	ｼｪｹﾙ	552	379	207	207	55	86	86
イラク	ｲﾗｸ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	172,000	118,000	65,000	65,000	17,000	27,000	27,000
イラン	ﾘｱﾙ	4,320,000	2,970,000	1,620,000	1,620,000	430,000	680,000	680,000
オマーン	ｵﾏｰﾝ･ﾘｱﾙ	55.50	38.50	21.00	21.00	5.50	8.50	8.50
カタール	ｶﾀｰﾙ･ﾘﾔｰﾙ	533	367	200	200	53	83	83
クウェート	ｸｳｪｰﾄ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	44.00	30.00	16.50	16.50	4.50	7.00	7.00
サウジアラビア	ﾘﾔｰﾙ	550	380	205	205	55	85	85
シリア	ｼﾘｱ･ﾎﾟﾝﾄﾞ	61,550	42,300	23,100	23,100	6,150	9,600	9,600
トルコ	ﾄﾙｺ･ﾘﾗ	430	295	160	160	45	70	70
バーレーン	ﾊﾞｰﾚｰﾝ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	55.00	37.50	20.50	20.50	5.50	8.50	8.50
ヨルダン	ﾖﾙﾀﾞﾝ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	103	71	39	39	10	16	16
レバノン	ﾚﾊﾞﾉﾝ･ﾎﾟﾝﾄﾞ	219,000	150,500	82,000	82,000	22,000	34,000	34,000

アフリカ

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（記載事項変更旅券，限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
アルジェリア	ｱﾙｼﾞｪﾘｱ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	16,000	11,000	6,000	6,000	1,600	2,500	2,500
アンゴラ	ｸﾜﾝｻﾞ	23,200	15,900	8,700	8,700	2,300	3,600	3,600
ウガンダ	ｳｶﾞﾝﾀﾞ･ｼﾘﾝｸﾞ	500,000	344,000	188,000	188,000	50,000	78,000	78,000
エジプト	ｴｼﾞﾌﾟﾄ･ﾎﾟﾝﾄﾞ	1,230	845	460	460	125	190	190
エチオピア	ﾌﾞﾙ	3,162	2,174	1,186	1,186	316	494	494
ガーナ	ｶﾞｰﾅ･ｾﾃﾞｨ	571	393	214	214	57	89	89
ガボン	CFAﾌﾗﾝ	84,000	58,000	32,000	32,000	8,000	13,000	13,000
カメルーン	CFAﾌﾗﾝ	84,000	58,000	32,000	32,000	8,000	13,000	13,000
ギニア	ｷﾞﾆｱ･ﾌﾗﾝ	1,231,000	846,000	462,000	462,000	123,000	192,000	192,000
ケニア	ｹﾆｱ･ｼﾘﾝｸﾞ	14,800	10,200	5,550	5,550	1,500	2,300	2,300
コートジボワール	CFAﾌﾗﾝ	84,000	58,000	32,000	32,000	8,000	13,000	13,000
コンゴ民主共和国	ｺﾝｺﾞ･ﾌﾗﾝ	145,500	100,000	54,500	54,500	14,500	22,700	22,700
ザンビア	ｸﾜﾁｬ	1,600	1,100	600	600	160	250	250
ジブチ	ｼﾞﾌﾞﾁ･ﾌﾗﾝ	25,800	17,700	9,700	9,700	2,600	4,000	4,000
スーダン	ｽｰﾀﾞﾝ･ﾎﾟﾝﾄﾞ	941	647	353	353	94	147	147

セネガル	CFAﾌﾗﾝ	84,000	58,000	32,000	32,000	8,000	13,000	13,000
タンザニア	ﾀﾝｻﾞﾆｱ･ｼﾘﾝｸﾞ	314,000	216,000	118,000	118,000	31,000	49,000	49,000
チュニジア	ﾁｭﾆｼﾞｱ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	302	208	113	113	30	47	47
ナイジェリア	ﾅｲﾗ	34,050	23,400	12,750	12,750	3,400	5,300	5,300
ナミビア	ﾅﾐﾋﾞｱ･ﾄﾞﾙ	2,133	1,467	800	800	213	333	333
ブルキナファソ	CFAﾌﾗﾝ	84,000	58,000	32,000	32,000	8,000	13,000	13,000
ベナン	CFAﾌﾗﾝ	84,000	58,000	32,000	32,000	8,000	13,000	13,000
ボツワナ	ﾌﾟﾗ	1,600	1,100	600	600	160	250	250
マダガスカル	ｱﾘｱﾘ	457,000	314,000	171,000	171,000	46,000	71,000	71,000
マラウイ	ﾏﾗｳｲ･ｸﾜﾁｬ	100,000	68,800	37,500	37,500	10,000	15,600	15,600
マリ	CFAﾌﾗﾝ	84,000	58,000	32,000	32,000	8,000	13,000	13,000
南アフリカ共和国	ﾗﾝﾄﾞ	2,150	1,480	805	805	215	335	335
南スーダン	南ｽｰﾀﾞﾝ･ﾎﾟﾝﾄﾞ	5,614	3,860	2,105	2,105	561	877	877
モーリシャス	モーリシャス・ルピー	5,180	3,560	1,940	1,940	520	810	810
モーリタニア	ｳｷﾞｱ	50,000	34,400	18,800	18,800	5,000	7,800	7,800
モザンビーク	ﾒﾃｨｶﾙ	8,040	5,530	3,020	3,020	800	1,260	1,260
モロッコ	ﾃﾞｨﾗﾑ	1,455	1,000	545	545	145	225	225
リビア	ﾘﾋﾞｱ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	203	139	76	76	20	32	32
ルワンダ	ﾙﾜﾝﾀﾞ･ﾌﾗﾝ	114,300	78,600	42,900	42,900	11,400	17,900	17,900

（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第一条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表を次のように改める。

	国又は地域	インド	インドネシア	カンボジア	シンガポール	スリランカ	タイ	大韓民国	中華人民共和国（香港を除く。）
	種　別　　単位	ｲﾝﾄﾞ・ﾙﾋﾟｰ	ルピア	リエル	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ・ﾄﾞﾙ	ｽﾘﾗﾝｶ・ﾙﾋﾟｰ	バーツ	ウォン	元
3	旅券法（昭和２６年法律第２６７号）第５条第１項本文の一般旅券の発給 （旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成１１年政令第３８２号）による改正前の領事官の徴収する手数料に関する政令（以下「改正前の政令」という。）第１条第６項の適用を受ける場合（１０年旅券：永住目的等））	1,460	290,000	90,000	30	3,160	770	25,000	140
	（改正前の政令第１条第７項の適用を受ける場合（１０年旅券：ＪＩＣＡ関連））	370	70,000	20,000	8	790	190	6,000	35
4	旅券法第５条第１項ただし書の一般旅券の発給 （改正前の政令第１条第６項の適用を受ける場合（５年旅券：永住目的等））	980	200,000	60,000	20	2,110	510	17,000	95
	（改正前の政令第１条第７項の適用を受ける場合（５年旅券：ＪＩＣＡ関連））	240	50,000	15,000	5	530	130	4,000	25

香港	ネパール	パキスタン	バングラデシュ	東ティモール	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	モルディブ	モンゴル	ラオス	オーストラリア	サモア
香港・ﾄﾞﾙ	ﾈﾊﾟｰﾙ・ﾙﾋﾟｰ	ﾊﾟｷｽﾀﾝ・ﾙﾋﾟｰ	タカ	東ﾃｨﾓｰﾙ・ﾄﾞﾙ	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ・ﾍﾟｿ	ﾌﾞﾙﾈｲ・ﾄﾞﾙ	ドン	リンギ	チャット	ルフィヤ	トゥグリク	キップ	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ・ﾄﾞﾙ	ｻﾓｱ・ﾀﾗ
170	2,330	2,240	1,710	22	1,050	30	490,000	90	27,000	332	5,000	171,000	29	50
40	580	560	430	5	250	8	120,000	20	6,700	83	1,000	43,000	7	13
110	1,550	1,500	1,140	15	700	20	330,000	60	18,000	221	3,000	114,000	20	33
30	390	370	290	4	150	5	80,000	15	4,500	55	1,000	29,000	5	8

ソロモン	トンガ	ニュージーランド	パプアニューギニア	パラオ	フィジー	マーシャル	ミクロネシア	アメリカ合衆国	カナダ	アルゼンチン	ウルグアイ	エクアドル	エルサルバドル	キューバ
ｿﾛﾓﾝ・ﾄﾞﾙ	パ・アンガ	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ・ﾄﾞﾙ	キナ	ﾊﾟﾗｵ・ﾄﾞﾙ	ﾌｨｼﾞｰ・ﾄﾞﾙ	ﾏｰｼｬﾙ・ﾄﾞﾙ	ﾐｸﾛﾈｼｱ・ﾄﾞﾙ	ドル	ｶﾅﾀﾞ・ﾄﾞﾙ	ｱﾙｾﾞﾝﾁﾝ・ﾍﾟｿ	ｳﾙｸﾞｱｲ・ﾍﾟｿ	ｴｸｱﾄﾞﾙ・ﾄﾞﾙ	ｴﾙｻﾙﾊﾞﾄﾞﾙ・ｺﾛﾝ	ｷｭｰﾊﾞ・ﾍﾟｿ
171	48	32	63	22	46	22	22	22	29	300	660	22	192.50	22
43	12	8	16	5	12	5	5	5	7	75	165	5	43.75	5
114	32	21	42	15	31	15	15	15	19	200	440	15	131.25	15
29	8	5	11	4	8	4	4	4	5	50	110	4	35.00	4

グアテマラ	コスタリカ	コロンビア	ジャマイカ	チリ	ドミニカ共和国	トリニダード・トバゴ	ニカラグア	ハイチ	パナマ	パラグアイ	バルバドス	ブラジル	ベネズエラ	ペルー
ケッツアル	コスタリカ・コロン	コロンビア・ペソ	ジャマイカ・ドル	チリ・ペソ	ドミニカ・ペソ	トリニダード・トバゴ・ドル	コルドバ	グルド	バルボア	ガラニ	バルバドス・ドル	ヘアル	ボリバル	ソル
160	12,000	65,000	2,700	15,000	1,000	140	619	1,340	22	120,000	44	77	12,000	73
40	3,000	16,000	650	4,000	250	35	155	340	5	30,000	11	19	3,000	18
107	8,000	43,000	1,800	10,000	665	95	412	890	15	80,000	29	52	8,000	48
27	2,000	11,000	450	2,500	165	25	103	220	4	20,000	7	13	2,000	12

ボリビア	ホンジュラス	メキシコ	アイスランド	アイルランド	アゼルバイジャン	アルバニア	アルメニア	イタリア	ウクライナ	ウズベキスタン	英国	エストニア	オーストリア	オランダ
ボリヴィアーノ	レンピラ	メキシコ・ペソ	クローネ	ユーロ	アゼルバイジャン・マナト	レク	ドラム	ユーロ	グリブナ	ソム	スターリング・ポンド	ユーロ	ユーロ	ユーロ
150	496	390	2,700	20	33	2,700	10,430	20	555	65,000	15	20	20	20
38	124	100	650	5	8	700	2,610	5	140	16,000	4	5	5	5
100	331	260	1,800	13	22	1,800	6,960	13	370	43,000	10	13	13	13
25	83	70	450	3	5	400	1,740	3	90	11,000	3	3	3	3

カザフスタン	ギリシャ	キルギス	ジョージア	クロアチア	スイス	スウェーデン	スペイン	スロバキア	スロベニア	セルビア	タジキスタン	チェコ	デンマーク	ドイツ
テンゲ	ユーロ	キルギス・ソム	ラリ	クーナ	スイス・フラン	スウェーデン・クローネ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	セルビア・ディナール	タジキスタン・ソモニ	コルナ	デンマーク・クローネ	ユーロ
7,250	20	1,540	51	150	21	185	20	20	20	2,400	171	530	150	20
1,800	5	380	13	40	5	45	5	5	5	600	43	130	40	5
4,850	13	1,030	34	100	14	125	13	13	13	1,600	114	350	100	13
1,200	3	260	9	25	4	30	3	3	3	400	29	90	25	3

トルクメニスタン	ノルウェー	バチカン	ハンガリー	フィンランド	フランス	ブルガリア	ベラルーシ	ベルギー	ポーランド	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ポルトガル	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	モルドバ
トルクメニスタン・マナト	ノルウェー・クローネ	バチカン・ユーロ	フォリント	ユーロ	ユーロ	レヴ	ベラルーシ・ルーブル	ユーロ	ズロティ	コンヴェルティビルナ・マルカ	ユーロ	デナル	モルドバ・レイ
75	185	20	6,200	20	20	39	43	20	86	39	20	1,210	434
19	45	5	1,500	5	5	10	11	5	21	10	5	300	108
50	125	13	4,100	13	13	26	29	13	57	26	13	810	289
13	30	3	1,000	3	3	6	7	3	14	6	3	200	72

ラトビア	リトアニア	ルーマニア	ﾙｸｾﾝﾌﾞﾙｸ	ロシア	ｱﾌｶﾞﾆｽﾀﾝ	ｱﾗﾌﾞ首長国連邦	イエメン	イスラエル	イラク	イラン	オマーン	カタール	クウェート	ｻｳｼﾞｱﾗﾋﾞｱ
ユーロ	ユーロ	レイ	ユーロ	ルーブル	アフガニー	ディルハム	ｲｴﾒﾝ・ﾘｱﾙ	シェケル	ｲﾗｸ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	リアル	ｵﾏｰﾝ・ﾘｱﾙ	ｶﾀｰﾙ・ﾘﾔｰﾙ	ｸｳｪｰﾄ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	リヤール
20	20	90	20	1,470	1,500	80	5,200	83	26,000	650,000	8.50	80	6.50	85
5	5	20	5	370	350	20	1,300	21	6,000	160,000	2	20	1.50	20
13	13	60	13	980	1,000	55	3,500	55	17,000	430,000	5.50	53	5	55
3	3	15	3	250	250	15	850	14	4,000	110,000	1.50	13	1	15

シリア	トルコ	バーレーン	ヨルダン	レバノン	アルジェリア	アンゴラ	ウガンダ	エジプト	エチオピア	ガーナ	ガボン	カメルーン	ギニア	ケニア
ｼﾘｱ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	ﾄﾙｺ・ﾘﾗ	ﾊﾞｰﾚｰﾝ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	ﾖﾙﾀﾞﾝ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	ﾚﾊﾞﾉﾝ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	ｱﾙｼﾞｪﾘｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	・クワンザ	ｳｶﾞﾝﾀﾞ・ｼﾘﾝｸﾞ	ｴｼﾞﾌﾟﾄ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	ブル	ｶﾞｰﾅ・ｾﾃﾞｨ	ＣＦＡフラン	ＣＦＡフラン	ｷﾞﾆｱ・ﾌﾗﾝ	ｹﾆｱ・ｼﾘﾝｸﾞ
9,250	65	8	15	33,000	2,400	3,500	75,000	185	474	86	13,000	13,000	185,000	2,200
2,300	15	2	4	8,000	600	900	19,000	45	119	21	3,000	3,000	46,000	550
6,150	45	5.50	10	22,000	1,600	2,300	50,000	125	316	57	8,000	8,000	123,000	1,500
1,550	10	1.50	3	5,500	400	600	13,000	30	79	14	2,000	2,000	31,000	350

ｺｰﾄﾄﾞｼﾞﾎﾞﾜｰﾙ	コンゴ民主共和国	ザンビア	ジブチ	スーダン	セネガル	タンザニア	チュニジア	ナイジェリア	ナミビア	ブルキナファソ	ベナン	ボツワナ	マダガスカル	マラウイ
ＣＦＡフラン	ｺﾝｺﾞ・ﾌﾗﾝ	クワチャ	ｼﾞﾌﾞﾁ・ﾌﾗﾝ	ｽｰﾀﾞﾝ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	ＣＦＡフラン	ﾀﾝｻﾞﾆｱ・ｼﾘﾝｸﾞ	ﾁｭﾆｼﾞｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	ナイラ	ナミビア・ドル	ＣＦＡフラン	ＣＦＡフラン	プラ	アリアリ	ﾏﾗｳｲ・ｸﾜﾁｬ
13,000	21,800	240	3,900	141	13,000	47,000	45	5,100	320	13,000	13,000	240	69,000	15,000
3,000	5,500	60	1,000	35	3,000	12,000	11	1,300	80	3,000	3,000	60	17,000	3,800
8,000	14,500	160	2,600	94	8,000	31,000	30	3,400	213	8,000	8,000	160	46,000	10,000
2,000	3,600	40	600	24	2,000	8,000	8	850	53	2,000	2,000	40	11,000	2,500

マリ	南ｱﾌﾘｶ共和国	南スーダン	モーリシャス	モーリタニア	モザンビーク	モロッコ	リビア	ルワンダ
ＣＦＡフラン	ランド	南ｽｰﾀﾞﾝ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	ﾓｰﾘｼｬｽ・ﾙﾋﾟｰ	ウギア	メティカル	ディラム	ﾘﾋﾞｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	ﾙﾜﾝﾀﾞ・ﾌﾗﾝ
13,000	325	842	780	7,500	1,210	220	30	17,100
3,000	80	211	190	1,900	300	55	8	4,300
8,000	215	561	520	5,000	800	145	20	11,400
2,000	55	140	130	1,300	200	35	5	2,900

附　則

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　この省令第一条による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　この省令第二条による改正後の顧事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令及び顧事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）第一条の規定による改正前の旅券法施行令第三条第一項の適用を受けて外国にある者が国外において行う申請に係る手数料について適用し、同日前にその申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

4　ジハバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。

告　示

○環境省告示第十九号

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百三号）第六条第一項に規定する環境物品等の調達の推進に関する基本方針を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成二十九年三月十三日　　環境大臣　山本　公一

環境物品等の調達の推進に関する基本方針

この基本方針は、国（国会、各省庁、裁判所等）及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第２条第２項の法人を定める政令（平成12年政令第556号）に規定される法人（以下「独立行政法人等」という。）が環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。また、地方公共団体、事業者、国民等についても、この基本方針を参考として、環境物品等の調達の推進に努めることが望ましい。

なお、国がこれまでに定め、実行してきた環境保全に資する各種取組については、この基本方針と連携を図りつつ引き続き適切な実行を図るものとする。

1．国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向

(1)　環境物品等の調達推進の背景及び意義

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があるが、このような中で、我々の生活や経済活動を支える物品及び役務（以下「物品等」という。）に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、環境物品等への需要の転換を促進していかなければならない。

環境物品等への需要の転換を進めるためには、環境物品等の供給を促進するための施策とともに、環境物品等の優先的購入を促進することによる需要面からの取組を合わせて講じることが重要である。環境物品等の優先的購入は、これらの物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすものである。また、環境物品等の優先的購入は誰もが身近な課題として積極的に取り組む必要があるものであり、調達主体がより広範な環境保全活動を行う第一歩となるものである。

このような環境物品等の優先的購入と普及による波及効果を市場にもたらす上で、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国及び独立行政法人等（以下「国等」という。）が果たす役割は極めて大きい。すなわち、国等が自ら率先して環境物品等の計画的調達を推進し、これを呼び水とすることにより、地方公共団体や民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進することが重要である。この基本方針に基づく環境物品等の調達推進は、環境基本法（平成５年法律第91号）第24条「環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進」及び循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第19条「再生品の使用の促進」の趣旨に則るものである。

また、地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つである。このため、地球温暖化対策の重要性に鑑み、「地球温暖化対策計画」（平成28年５月13日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成28年５月13日閣議決定）に基づき、国等は環境物品等を率先して調達する必要がある。

(2)　環境物品等の調達推進の基本的考え方

国等の各機関（以下「各機関」という。）は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」という。）第７条の規定に基づき、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成・公表し、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととなる。

その際、具体的には以下のような基本的考え方に則り、調達を行うとともに、調達された物品等の使用を進めていくものとする。

①　物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点が考慮事項となる必要がある。これにより、価格や品質などとともに、環境負荷の低減に資することが物品等の調達契約を得るための要素の一つとなり、これに伴う事業者間の競争が環境物品等の普及をもたらすことにつながる。各機関は、このような認識の下、環境関連法規の遵守はもちろんのこと、事業者の更なる環境負荷の低減に向けた取組に配慮しつつ、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を行うものとする。

②　環境負荷をできるだけ低減させる観点からは、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する必要がある。また、局地的な大気汚染の問題等、地域に特有の環境問題を抱える地域にあっては、当該環境問題に対応する環境負荷項目に重点を置いて、物品等を調達することが必要な場合も考えられる。

③　各機関は、環境物品等の調達に当たっては、調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めるものとし、法第11条の規定を念頭に置き、法に基づく環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮するものとする。また、各機関は調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。

また、環境物品等の調達を推進するに当たっては、ＷＴＯ政府調達協定（特に同協定第10条技術仕様書及び入札説明書の規定）との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する。

2．特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1)　基本的考え方

ア．判断の基準を満たす物品等についての調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとにその判断の基準を満たすもの（「特定調達物品等」という。）について、それぞれの目標の立て方に従って、毎年度、調達目標を設定するものとする。

イ．判断の基準等の性格

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。